

水田

総合利用に奨励補助

十アールで二〜五万円

水田の総合利用対策が五十一年度から稲作転換事業に変わり行われることになりました。

この水田総合利用対策は、水稲の作付け期間に水稲を作付けせず、国の奨励する作物を作付けした場
合に限り、十アール当り三万円か
ら五万円の奨励補助をしようとす
るものです。

補助額は、一般奨励作物で四万
円、特認作物の食糧農産物三万五
千円、同非食糧農産物三万円、大
豆以外の一般奨励作物を集団で転
作した場合四万七千円、大豆の集
団転作五万円、特認作物の食糧農
産物を集団転作した場合四万円、
同非食糧農産物を集団転作した場
合三万三千円（いずれも十アール
当り）です。

シコクエビ、スターングラス、ダ
リスグラス、キシユウスズメ、ア
ルサイクローバー、ペルニアルラ
イグラス、野菜では、かぼちゃ、
とうがらし、ピーマン、ほうれん
草、パセリ、にんじん、きゅうり
白うり、なす、トマト、青さやえ
んどう、枝豆、未成熟そら豆、未
成熟とうもろこし、青さやいんげ
ん、メロン、すいか、いちご、キ
ヤベツ、白菜、その他漬菜、ねぎ
たまねぎ、セロリ、レタス、カ

リフラワー、大根、アスパラガス
かぶ、ごぼう、里芋、蓮根、やま
芋、食用馬鈴薯、しょうが、みよ
うが、せり、しゅんぎく、オクラ
なら、プロッコリー、大豆（実取
りもの）、りんご、日本なし、も
も、かき、てん菜、さとうきび、
実取の麦、そば 特認作物の食糧
農産物Ⅱあずき、落花生、いんげ
ん、えんどう、その他豆類、とう
もろこし、ひえ、その他雑穀、び
わ、いちじく、くり、うめ、特認
作物の非食糧農産物Ⅱたばこ、花
き、花木、種苗（芝）桑。

この補助金対象事業及び作付け
に当っては、事前に役場の産業振
興課にご相談下さい。

人員割から従量制に

し尿汲取料四月から変わる

し尿の汲取料金が四月一日から
今迄の定額制（家族人員による料
金）から従量制（汲取量による料
金）に変わります。この料金は今ま
では、会社・飲食店、学校等大口
の処理を対象としていましたが、
今回の改正ですべての汲取りが従
量制に変わりました。

今回の改正による汲取り料金は
一回の汲取料30ℓまでが三〇〇円
30ℓを超え5ℓ増す毎に五五円増
し（十円未満切捨て）となります。

また、利用者の依頼により一か
月に二回以上汲取りをした場合は
一回につき四五〇円の別料金が加
算されます。

汲取日と汲取量

毎月一回は皆様の家庭を巡回する
計画収集の方法で行います。但し
希望により二か月〜三か月毎とす
ることもできます。そして、汲取
った量については、その都度「し
尿汲取伝票」を、その場でお渡し
いたします。この汲取伝票により

計算された料金は六月・八月・十
月・十二月・二月・四月の各月に
集金に伺います。

また、納付期限までに納入され
ない場合は、汲取を中止します。
汲取料に対する異議申立ては汲
取り日から七日以内にお願いた
します。汲取に関するお問い合わせ
は、東金市東金六五九の 一山武郡
市広域行政組合、TEL 0475
5(4)0251へ

横芝全域の汲取作業は働五十嵐
商會が行います。

使用料値上げ

五十一年四月一日から火葬炉及
び霊柩車使用料が変更されます。

一、火葬炉の場合

区分	組合管内住民	その他
満12歳以上	五千四百円	八千三百円
満12歳未満	二千九百円	五千四百円
死胎	一千四百円	二千九百円
胎衣	三百五十円	七百円

二、霊柩車使用料
一回につき、六、八〇〇円

問 私の親戚で、両親に先立た
れて、おばあさんに育てられて
いる子供がいます。

答 こういう世帯に母子年金は出
ませんか。

父母を亡くした場合は
準母子年金が支給される

答 こうい
う世帯へは

準母子年金
という年金
が支給され
ます。

年金相談コーナー

これは、最近一年以上の保
険料を滞納せず納めているおば
あさんやお姉さんが、一家の働
き手であったおじいさんや、お
父さんなどを亡くして、十八歳
にならないお孫さんや弟妹と一
諸にくらしているときに支給さ

まだ知られずに、せつかくの幸
福をにがしている方が多いよう
です。これに該当すると思われる
場合は、早速年金係（住民課）
におたずね下さい。

一人増すご
とに四千八
百円が加算
されます。

これは、

